

# 浄化槽の法定検査受検のお願い！

～よりよい水環境を守るために～

浄化槽管理者には、浄化槽の使用にあたり、保守点検、清掃、法定検査の3つの義務があります。

法定検査は、浄化槽の  
定期健康診断なんだ！



## (法定検査について)

浄化槽法では、適正な使用、保守点検、清掃が行われているか、また、きれいな水が放流されているかを確認する法定検査が義務づけられています。

検査は、知事が指定した検査機関である(財)鹿児島県環境検査センターの検査員が、事前にハガキで通知した検査日にお伺いし、現場での検査と浄化槽の放流水を持ち帰って水質検査を行います。(契約している保守点検業者が行う保守点検とは別のものです。)

これまで、11人槽以上と官公署の浄化槽が検査対象となっていました。平成17年度から5～10人槽の家庭用浄化槽も検査の対象とし、今年度においても、昨年度に設置した浄化槽とこれまで法定検査を受けていない浄化槽について、順次検査を行うこととしています。

つきましては、検査の趣旨をご理解の上、受検していただきますようお願いいたします。

保守点検・・・機器の点検・調整・害虫の駆除や消毒薬の補充などを行います。

法定検査・・・設置工事や保守点検を含めた維持管理が適正に行われ、浄化槽が正常に機能しているかを検査しています。



(財)鹿児島県環境検査センター  
TEL 099-223-3185

県大隅地域振興局衛生・環境課  
TEL 0994-43-3107

鹿児島県生活排水対策室  
TEL 099-286-3685

検査料金	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
定期検査(5～10人槽)	4,000円	6,000円

【お問い合わせ先】 大崎町役場 水道課 下水道係 TEL 476-1111 (内線 245・246)